

## 小金井市公立学校運営連絡会設置要綱

### (設置)

第1条 児童・生徒の保護者及び地域住民の意向を把握し、連携・協力を通して開かれた学校づくりを推進し、小金井市公立学校のより良い学校運営に資するため、各学校に小金井市公立学校運営連絡会（以下「学校運営連絡会」という。）を設置する。

### (職務)

第2条 学校運営連絡会の委員（以下「委員」という。）は、校長の求めに応じ、学校運営、教育活動及び家庭、地域との連携のあり方に関する意見を述べることを通して学校運営に寄与するものとする。

### (組織)

第3条 委員は10人以内とし、校長、副校長の他外部委員として、学校教育に関する識見を有する者の中から、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委員に充てられた日から当該年度の末日までとする。

### (会長)

第5条 会長は、学校運営連絡会を招集し、主宰する。

2 会長は、当該校長をもって充てる。

### (学校運営連絡会の開催)

第6条 学校運営連絡会は、各学期1回年3回の開催を原則とする。

### (学校運営連絡会の公開)

第7条 学校運営連絡会は、原則として公開とする。ただし、プライバシー等にかかわる内容を協議する場合には、出席委員の過半数の議決により非公開とすることができる。

2 前項の場合において、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (報告義務)

第8条 会長は、会議終了後、学校運営連絡会の会議結果を速やかに教育長に報告しなければならない。

### (守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第10条 委員の報酬は、無償とする。

(校内の組織)

第11条 学校運営連絡会は、校長の補助機関とし、学校運営組織に位置付ける。

(事務局)

第12条 学校運営連絡会の庶務は、事務局が担当し、事務局長は教頭とする。

(傍聴)

第13条 傍聴に関する必要な事項は、小金井市教育委員会傍聴規則を準用するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。